

昭和二六年（れ）第二五〇一号

判 決

本店所在地 八幡浜市大字五反田一番耕地二八五番地

八幡浜蒲鉾工業有限会社

右代表者清算人

窪 田 福 芳

本籍並びに住居 同所同番地

蒲鉾製造業

窪 田 福 芳

明治三一年二月二四日生

本籍並びに住居 同市一五二六番地の一四

蒲鉾製造業

上 田 運 蔵

明治一五年三月一一日生

本籍並びに住居 同市一〇三二番地

冷菓業手伝

宇 都 宮 荘 一

大正一一年九月一五日生

本籍並びに住居 同市四三八番地の二

蒲鉾製造業

窪 田 喜 代 留

明治四三年八月三日生

右物価統制令違反被告事件について昭和二五年九月一三日高松高等裁判所の言渡
した判決に対し被告人等から上告の申立があつたが、本件公訴にかかる各犯罪（物

価統制令三三条四〇条の罪)については、昭和二七年政令第一一七号大赦令により大赦があつたので、刑訴施行法二条、旧刑訴四四七条、四四八条、三六三条三号により裁判官全員一致の意見で次のとおり判決する。

原判決を破棄する。

各被告人を免訴する。

検察官 福田龍信関与

昭和二七年五月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一郎